

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第2967号)

令和4年11月24日

横情審答申第2967号

令和4年11月24日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に  
ついて（答申）

令和3年4月28日こ障福第267号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま  
す。

「審査請求人の（長男）放課後デイサービス利用状況。特定年月日現在の  
ものに関する書類。」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての諮  
問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「審査請求人の（長男）放課後デイサービス利用状況。特定年月日現在のものに関する書類。」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「審査請求人の（長男）放課後デイサービス利用状況。特定年月日現在のものに関する書類。」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年3月16日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件保有個人情報は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第24条に該当するため、その存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 存否応答拒否を行うには、「ア 本人開示請求に係る保有個人情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること」及び「イ アで公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれていること」の要件を備えていることが必要である。
- (2) 本件保有個人情報を開示することにより、審査請求人の保護者に対する通所受給者証の交付に係る事実（以下「本件事実」という。）の有無等が公になるため、上記アの要件に該当する。
- (3) 本件本人開示請求は、審査請求人の法定代理人Aが審査請求人に代わって開示を請求したものである。

審査請求人と法定代理人が同居していない場合においては、審査請求人と法定代理人の利害が対立する関係にある場合が少なくない。仮に、本件事実の有無を法定代理人Aが知ることになれば、審査請求人である子どもの生命、健康、生活又は財産が侵害されるおそれがあることから、本件保有個人情報は条例第22条第2号に該

当するため、上記イの要件に該当する。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 健康福祉局生活福祉部保険年金課とこども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課にそれぞれ審査請求を別々に提出したにもかかわらず、全く違う部署であるにもかかわらず、回答内容が一字一句全く同じであること。おかしいと思う。
- (3) 妻が子供（審査請求人）を連れ去って今の別居状態になっているだけで、戸籍を見てもわかるように私は審査請求人の親権者である。私にも知る権利はある。親権者であるので、非常に別居親を横浜市は差別している。
- (4) DV（ドメスティック・バイオレンス）？支援措置か。住基支援措置か。何も証拠がないので調べてほしい。別居親だから冷遇されるのか。差別されて辛辣な対応をされるのか。審査請求人の放課後デイの現在の場所はなぜ親である私は知る権利はないのか。もと同居親／別居親を差別しないでほしい。
- (5) なぜ子供に会いたい。子供のことを知りたいと主張してはダメなのか。横浜市の方々、協力をお願いします。

#### 5 審査会の判断

- (1) 放課後等デイサービスに係る事務について

放課後等デイサービスは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児を対象に、指定障害児通所支援事業者が、学校の授業終了後及び休業日に、生活能力の向上のための支援や余暇の提供を行うものである。

放課後等デイサービスの利用を希望する障害児の保護者は、当該障害児の保護者の居住地の市町村から児童福祉法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定を受けなければならない。市町村は、通所給付決定をしたときは、通所給付決定に係る障害児の保護者に対して支給量、通所給付決定の有効期間その他の厚生労働省令で定める事項を記載した通所受給者証を交付する。

- (2) 本件保有個人情報について

本件本人開示請求に係る個人情報本人開示請求書の記載から、本件本人開示請求

は、審査請求人に係る通所受給者証等の放課後等デイサービスの利用状況がわかる保有個人情報の開示を求めるものと解される。なお、本件本人開示請求は、未成年者である審査請求人の法定代理人Aが審査請求人に代わって行ったものである。

(3) 存否応答拒否について

ア 条例第24条では、「本人開示請求に対し、当該本人開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該本人開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否は、請求内容から推し量られる個人情報の存否そのものが条例上の非開示事由に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものである。

そのため、存否応答拒否を行うには、①本人開示請求に係る保有個人情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が明らかになること及び②当該事実、非開示事由に該当する事実が含まれていることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。

(4) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、本件保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例第22条第2号に基づき非開示として保護すべき保有個人情報を明らかにしてしまうことになるとして、条例第24条に基づき、本件保有個人情報の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。

そこで、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて、以下検討する。

イ 本件本人開示請求は、個人情報本人開示請求書の記載から、審査請求人という特定の者を名指しして、その放課後デイサービスの利用状況が分かる通所受給者証等の保有個人情報の開示を請求しているものであると認められる。

そのため、本件本人開示請求に対して、開示決定又は非開示事由該当を理由とした非開示決定若しくは一部開示決定を行った場合には、本件保有個人情報が存在すること、すなわち、審査請求人の保護者が横浜市から審査請求人に係る通所給付決定を受けているという事実を明らかにすることとなる。また、不存在による非開示決定を行った場合には、本件保有個人情報が存在しないこと、すなわち、

審査請求人の保護者が横浜市から審査請求人に係る通所給付決定を受けていないという事実を明らかにすることになる。

したがって、本件保有個人情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、審査請求人に関する本件事実の有無が明らかになるといえるため、上記①の要件に該当する。

ウ 次に、当該事実に、非開示事由に該当する事実が含まれているかについて検討する。

(ア) 条例第22条第2号では「本人開示請求者（第20条第2項の規定により代理人が本人に代わって本人開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。・・・）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」について、同条第5号では「開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護・・・に支障が生ずるおそれがある情報」について、それぞれ開示しないことができることを規定している。

(イ) そして、実施機関は、本件事実を法定代理人Aが知ることになれば、審査請求人の生命、健康、生活又は財産が侵害されるおそれがあることから、本件事実は条例第22条第2号に該当すると主張している。

(ウ) そもそも、保有個人情報の本人開示請求については、本人の権利利益の保護という観点から、本人からの開示請求により、当該本人に対してその個人情報を開示することが原則である。このため、条例第20条第2項に基づく法定代理人による請求も、本人の利益のために認められているものである。

この点、実施機関の説明及び審査請求書の記載によれば、法定代理人Aは審査請求人と同居していないとのことである。また、子に係る通所給付決定に関する情報や居所といった法定代理人の間では通常共有されるべき情報が、法定代理人Aにおいては共有されていないとのことであるし、審査請求書の記載からは、法定代理人Aは、審査請求人の放課後等デイサービスの利用場所等を知ることが望んでいることが伺われる。

これらの状況を考慮すると、本件本人開示請求に対する決定が審査請求人のためにならない結果を招く可能性は否定できない。このため、本件事実は条例第22条第2号に該当するとした実施機関の判断は、不合理であるとまではいえない。また、法定代理人A以外の審査請求人の法定代理人のことを考慮しても、本件事実は、開示することにより人の生命、身体、財産等の保護に支障が生ず

るおそれがある情報といえ、同条第5号に該当する。

したがって、本件事実に非開示事由に該当する事実が含まれているといえるため、上記②の要件に該当する。

エ 以上のことから、本件処分は、存否応答拒否の二つの要件を充足するというべきである。

(5) 審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報条例第24条に該当するとして、その存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年4月28日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和3年5月19日 (第398回第二部会) 令和3年5月20日 (第269回第三部会) 令和3年5月25日 (第349回第一部会)	・諮問の報告
令和3年6月2日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和4年8月24日 (第421回第二部会)	・審議
令和4年9月7日 (第422回第二部会)	・審議
令和4年9月29日 (第423回第二部会)	・審議
令和4年10月12日 (第424回第二部会)	・審議